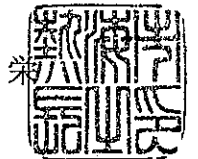


熱海市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年7月9日

熱海市長 齊藤



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
熱海市網代字片町100番8、100番6、100番5及び100番4の地先公有水面埋立地 5,092.65平方メートル	熱海市網代字片町
熱海市網代字宮町144番4、144番9、156番5、156番10、156番9、156番8、156番2及び156番3の地先公有水面埋立地 2,293.54平方メートル	熱海市網代字宮町
熱海市網代字宮崎279番8、279番9、279番10、279番13、279番14、279番15、279番16、279番18、279番19、279番4、279番3、279番22、279番23、279番24、279番25、279番26、279番27、279番31、279番33、279番35、279番6、344番6、279番42、344番11、344番7、279番41及び344番5の地先公有水面埋立地 2,017.69平方メートル	熱海市網代字宮崎